

県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園 部活動における活動方針

目 標	○活動に興味や意欲を持ち、主体的に取り組む態度を養う。 ○生徒同士の活動を通して社会性を養う。 ○卒業後、職場や地域における生活で様々な活動に参加できる力を育てる。 ○安全管理を徹底し、生徒が安心安全に参加できる部活動運営を行う。
休養日	○原則として、毎週水曜日、金曜日を休養日とする。 ○長期休業中も、学期中に準じた扱いとする。
活動時間	○一日の活動時間は原則、次の通りとする。 ・各学期 15:55～16:50（活動日は原則週あたり3日以内） ・長期休業中 8:30～12:30（活動日は、各学期に準じた扱いとする。1日あたり3時間を超えないようにする。※対外活動時を除く） ○大会に向けて特別に設定した日 ・大会2週間前の期間は特別練習期間とし、活動日は週あたり4日以内とする。
設置する部活動	【運動部】 陸上競技、サッカー、バスケ、卓球、バドミントン、ダンス、剣道 【文化部】 音楽、美術、伝統芸能、生活デザイン、デジタルデザイン
大会参加	各部が参加できる大会は次の通りとする。ただし、参加にあたっては、生徒の健康面及び学習面十分配慮する。 ア 栃木県特別支援学校知的障害教育校体育連盟が主催する大会 イ 栃木県障害者スポーツ協会が主催・共催・後援する大会 ウ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等
部活動の運営	（１）生徒の健康・安全への配慮 ○各生徒の発達段階、体力、健康状態等を把握し、無理のない練習となるよう留意する。 ○活動中の生徒の体調等の確認、設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療機関等への連絡体制を整備する。 ○部活動顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とする。 ○部活動顧問は、活動時の気象情報を確認し、危険と判断される場合には、計画の変更・中止等の適切な処置を講ずる。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する他、WBGT計を確認し、熱中症指数31℃を超えたら直ちに活動を中止する。 ※感染症対策については、県からの指針にもとづき実施するものとする。 （２）適切な指導環境の整備 ○生徒が、主体的に活動できるよう、適切な指導・支援及び環境整備に努める。また、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。 （３）保護者の理解と協力を得た活動 ○保護者の理解と協力が得られるよう、部活動顧問は、活動の目標・指針、休養日、一日の活動時間、活動内容について、保護者に周知する。